



2021 (令和3)年度 農業関係事業一覧

※こちらは令和3年4月に作成されたものであるため
内容等に変更が生じる場合があります。



春日部市 環境経済部 農業振興課

農業関係事業一覧について

○農業振興課で行う主な補助事業等の概要です。

○内容を検討のうえご活用ください。

○申請の注意事項

- ・申請者が多数の場合には、その内容が各要綱の趣旨に合致するかなど審査したうえで、補助の決定をします。
- ・事業認定前の着手は、原則として認めません。
- ・申請用紙は、農業振興課に用意してあります。

○この「事業一覧」は市公式ホームページでもご覧になれます。

春日部市公式ホームページアドレス <http://www.city.kasukabe.lg.jp/>

～検索方法～

《[春日部市公式ホームページ](#) → [産業・ビジネス](#) (ページ 上部)

→ [農業](#) (ページ 中央部) → [農業者支援](#)》

○その他ご不明な点は農業振興課までご連絡ください。

春日部市農業振興課

連絡先 736-1111 (代)

(内線) 7744 ~ 7748

FAX 733-3826

農業者の皆様へ

○補助金の申請などには、集落をひとつの単位として取り扱うものもあります。

主 な 内 容	頁
手伝いを頼みたい農家の皆さんへ ～援農チャレンジ（農業ヘルパー）を利用してみませんか～	3
農産物紹介事業	4
市民農園紹介事業	5
農地関係 農地流動化奨励補助金・・・利用権設定に対する補助金	6
農業振興団体事業費補助金 農業振興団体事業費補助金・・・農業振興団体実施する事業に対する補助金	7
自給率向上関係 自給率向上推進補助金・・・麦や大豆、主食用以外の米に対する補助金	8
園芸関係 園芸産地育成事業補助金・・・園芸栽培に対する補助金	9
土地改良関係 土地改良事業補助金・・・農業用施設に対する補助金	10
融資関係 農業近代化資金・・・・・・・・・・農業近代化資金の利子補給	11
担い手関係 人・農地プラン 農業次世代人材投資資金（経営開始型）	12
お知らせ ○認定農業者制度 ○多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払） ○経営体育成条件整備事業 ○学校給食について ○びやくしん類の植栽規制 ○イネ縞葉枯病について ○OS-GAPIについて ○エコ・ファーマー ○庭先直売農家の登録者募集 ○トマト黄化葉巻病について ○その他注意事項について	13～ 20
市内の主な農業団体	21

【参考（単位について）】

◇1ha（ヘクタール）＝100a（アール）＝10,000㎡≒10反

手伝いを頼みたい農家の皆さんへ

～援農チャレンジ(農業ヘルパー)を利用してみませんか～

市内の農家を応援するための“援農”と農業に興味のある人が農業に“チャレンジ”するための援農チャレンジ(農業ヘルパー)をぜひご利用ください。

○根拠法令：春日部市農業ヘルパー事業実施要綱

○事業内容：市内の農家で『農業が忙しい時期に人手が欲しい』そんなときに、市役所に登録されたヘルパー(農業に興味がある人・手伝いたい人)に農業の手伝いを頼めるものです。

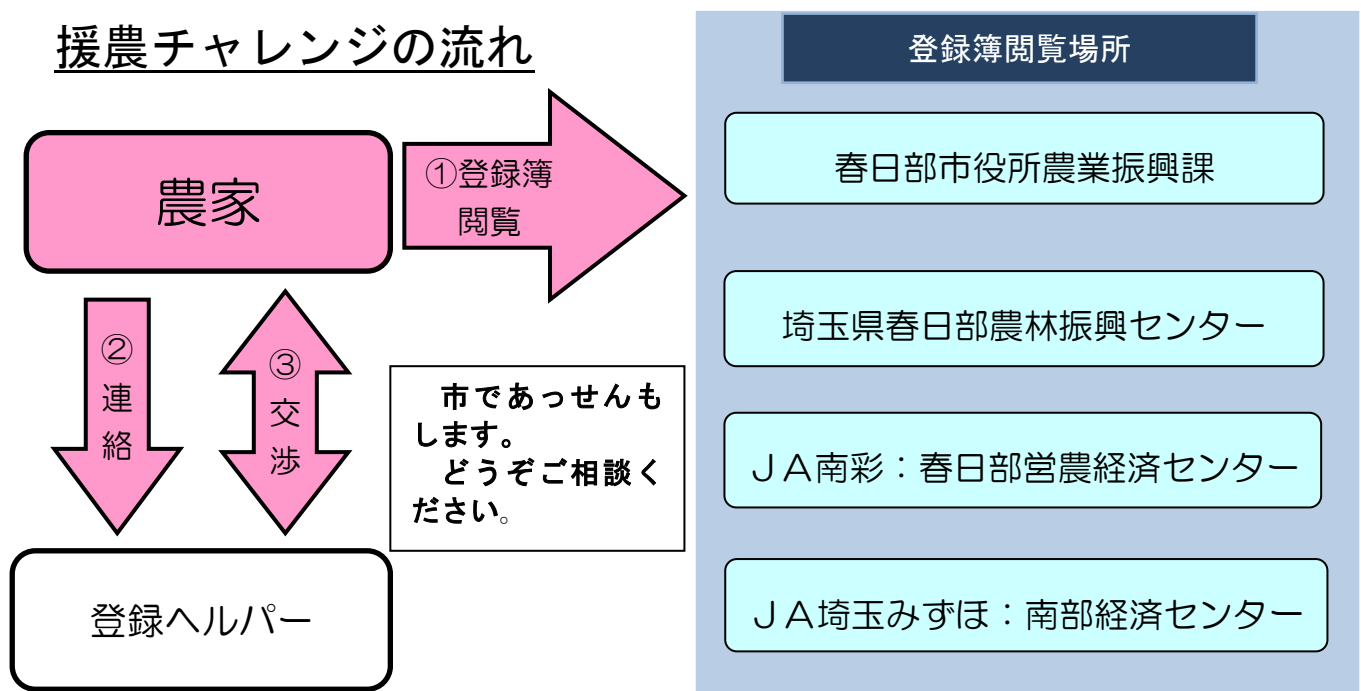
○利用方法：ヘルパーを探すお手伝いを農業振興課が行います。閲覧のみの利用は、下記の場所でもできます。

○閲覧場所：春日部市役所農業振興課・埼玉県春日部農林振興センター

JA南彩春日部営農経済センター・JA埼玉みずほ南部経済センター

※閲覧者の本人を確認できるものをお持ちください。(免許証等)

援農チャレンジの流れ



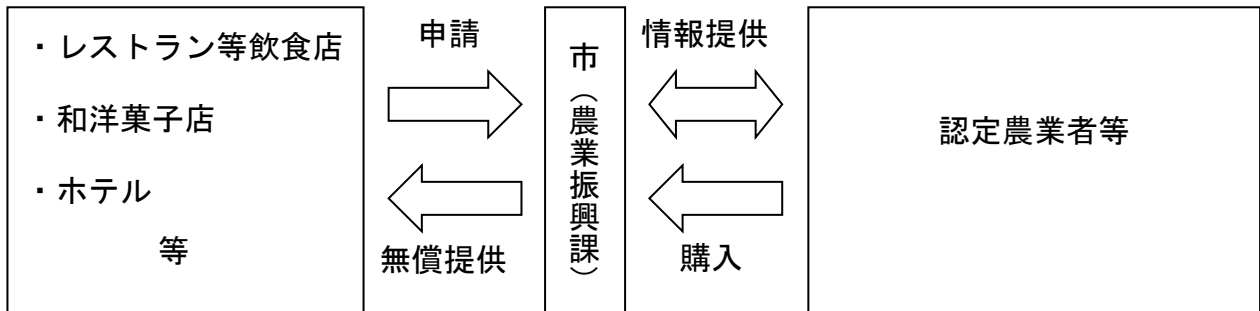
農産物紹介事業

【事業内容】

特別栽培農産物等を生産する認定農業者等から地元農産物を市が直接購入し、市内外のレストラン等の事業者は無償で提供し、新商品の開発等に活用してもらうものです。

なお、無償で提供した農産物の利用方法と消費者の反応等の情報を事業者から情報収集し、生産者に対してフィードバックします。

【農産物紹介事業の流れ】



【認定農業者の募集】

地元農産物を提供できる、認定農業者等を募集しています。

※申込方法等、詳しくは農業振興課までお問い合わせください。



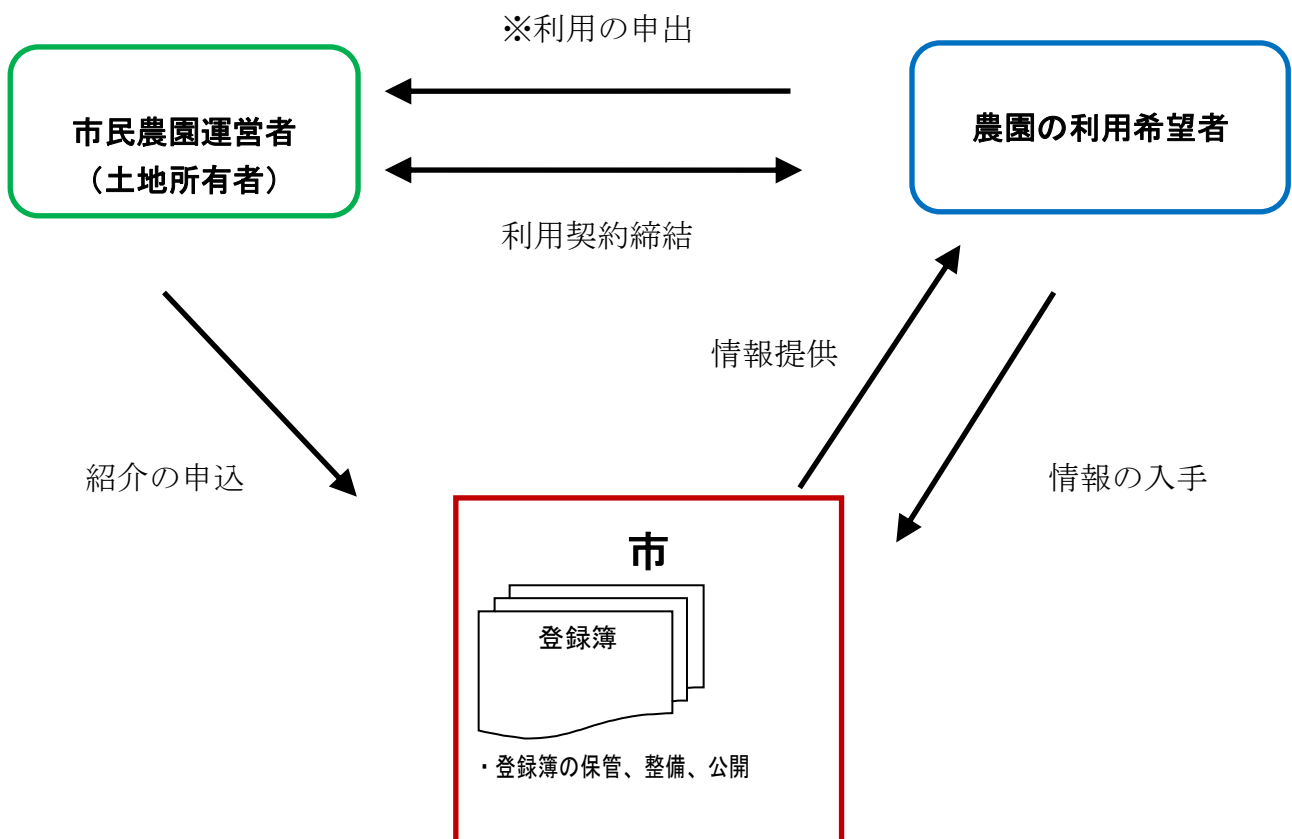
市民農園紹介事業

野菜づくりの楽しみを感じ理解を深める場である市民農園を広く紹介することにより、運営への支援と利用の促進を図り、もって農業の発展に資することを目的とし、「市民農園紹介事業」を実施するものです。

【事業内容】

市民農園開設者のお申し込みにより、市が市民農園の情報を市民に対し紹介するものです。

【手続きの流れ】



※…利用の申し出は、利用者から市民農園開設者又は代理人へ直接連絡とする。

利用契約は、利用者と市民農園開設者（代理人は不可）で締結する。

農 地 関 係

【農地流動化奨励補助金】

○根拠法令：春日部市農地流動化奨励補助金交付要綱

○事業内容：農地の有効利用を図り、中核的担い手となる農家の確保および育成を促進するため、一定の要件を満たす農地の貸し借り（利用権の設定）に対する補助（予算の範囲内）

○交付条件

1. 農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号に基づく農業上の利用を目的とする利用権の設定を受ける人(以下「借手」という)および設定をする人(以下「貸手」という)であること
2. 借手が認定農業者であり、農業経営面積が利用権設定後1.5haを超えていること
3. 市内の農地であり、借手、貸手ともに市内に住所を有する人であること
ただし、貸手の住所が市外であっても市長が必要と認めたときは、借手のみ交付対象とする
4. 同一世帯員以外の利用権設定であること
5. 市内の農業振興地域内農用地区域であること
6. 農地の利用集積に係る国または県の補助金の対象となっていないこと
7. 合意解約をして新たに設定しなおした場合、解約前の設定期間が経過していること
8. 毎年度、4月1日現在で利用権設定がされていること

○補助金の額（10aあたり）

利用権設定時期	利用権設定 及 び 再設定期間	借 手	貸 手
新規設定又は再設定分	3 年	2,000円/年	2,000円/年

農業振興団体事業費補助金

【農業振興団体事業費補助金】

○根拠法令：春日部市農業振興団体事業費補助金交付要綱

○事業内容：市の農業振興を図るため、市内の農業振興団体が実施する事業に対し、補助金を交付

○交付対象団体

1. 市内において農業生産の振興を推進する農業経営者3人以上で組織された生産者団体又は農業生産の振興を支援する団体
2. 市内に支店を有する農業協同組合

○補助対象事業等

補助対象事業名	補助事業の内容	補助対象経費	補助率
農業振興団体活性化支援事業	(1) 農業の振興、新技術の導入又は普及のため行う活動	報償費、賃金、会議費 (弁当代及びお茶代を除く。)、旅費、研修費	50/100以内
	(2) 農業振興団体が主催し、農業の振興に寄与するイベント	(親睦又は慰労に関する経費及び成果報告の無い研修費を除く。)、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、通信運搬費、出店料、手数料、	
	(3) 花き園芸普及のために、公共的な場所等に花苗や花木を植栽する活動	保険料、委託料、使用料、賃借料、原材料費、広告宣伝費	
畜産振興対策事業	家畜防疫対策	原材料費、消耗品費、薬剤費、検査費、消毒費、焼埋却費	50/100以内

※補助金の額は、上記の表に規定する経費の額以内とし、かつ、毎年度予算の範囲内

※毎年度6月末日までに、申請書を提出すること

自給率向上関係

【自給率向上推進補助金】

1 自給率向上補助金

○根拠法令：春日部市自給率向上推進補助金交付要綱

○事業内容：土地の高度利用の観点から本市に適した作物の生産拡大を進めるため
一定の要件を満たす人に、補助金を交付

○要件：経営所得安定対策に参加していて、水田活用の直接支払交付金を受けた
人で、かつ米の生産数量目標を達成していること

○補助金（10aあたり）

区 分	補 助 額
1 麦・大豆・主食用以外の米 (二毛作及び二期作の裏作は除く)	5,000円以内/10a
2 麦・大豆の集団加算（3戸以上の規約等のある集団が 行う10ha以上の集団栽培）	50,000円/1集団

○交付時期：毎年度3月（予定）

2 転作条件整備事業費補助金

○根拠法令：春日部市転作条件整備事業補助金交付要綱

○事業内容：米の生産調整の円滑な実施及び定着化を図るために行う共同利用施設
又は共同利用機械の整備に対する補助

○補助率：事業費の10%以内（交付額 上限50万円）

○要件：①3人以上の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織
の規約及び代表者を定め、かつ、対象作物の生産・販売について共同
販売経理を行っていること

②集団の転作面積が1ha以上まとまっていること

園 芸 関 係

【園芸産地育成事業補助金】

○根拠法令：春日部市園芸産地育成事業補助金交付要綱

○事業内容：園芸品種の統一及び品質向上を目指す事業又は共同出荷を行う事業を行なう農業経営者により構成される団体を支援することにより、園芸産地の育成及び都市農業の充実を図る

○補助率：①－1 事業費の40%以内 ②事業費の50%以内

①－2 " 30%以内

①－3 " 30%以内



○補助対象：下記のとおり

① 農業者団体のみ対象

1 園芸種苗品種統一事業

・トマト、キュウリ、ナス等の園芸野菜の共選共販の推進を図るために行う種苗の共同購入に対する補助

2 病虫害防除用薬剤共同購入事業

・効率的に病虫害のまん延を防止するための防除用薬剤等の共同購入に対する補助

3 土壌消毒薬剤共同購入事業

・野菜生産ほ場の土壌消毒用薬剤等の共同購入に対する補助

② 農協のみ対象

◎ 農業用廃プラスチック収集適正化事業

農業等施設の健全な発展と農村環境の保全に資するために行う、
農業用廃プラスチックの適正処理事業に対する収集処理費への補助

土地改良関係

【土地改良事業補助金】

○根拠法令：春日部市土地改良事業補助金交付要綱

○事業内容：農業用排水路の整備・暗渠排水工事等を共同で行うものについて、その推進を図るための補助

○申請要件：土地改良区、自治会、受益者2戸以上の団体

○申請期限：毎年度9月30日まで

○補助基準・補助率：下記のとおり

主な対象事業の種類と補助率

事業	経費	補助率		補助限度額
		農業振興地域内の農用地区域	その他の区域	
かんがい排水事業・暗きょ排水事業	かんがい排水施設の新設及び改修にかかる経費。ただし、受益面積が0.5ヘクタール以上に限る。	事業費の5／10以内	事業費の3／10以内	100万円
ほ場整備（農地集積の為の畦畔除去を含む。）事業	ほ場整備の工事に係る経費。ただし、受益面積が1.0ヘクタール以上に限る。	事業費の3／10以内	事業費の2／10以内	100万円
団体営事業	土地改良区が行う国庫補助事業に係る経費	事業費の1／10以内		
適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業の採択を得て実施する事業に係る経費	事業費の1／10以内		
県単独補助対象事業	県の補助採択基準に基づいて実施する事業に係る経費	事業費の1／10以内		

融 資 関 係

【農業近代化資金】

○根拠法令：農業近代化資金融通法、埼玉県農業近代化資金利子補給規程、
春日部市農業近代化資金利子補助金交付要綱

○内 容：認定農業者等の経営の近代化に資するため、融資機関が当該認定農業者等
に対して貸し付けた農業近代化資金の利子補給を行う。

○申込みから貸付まで

1 申 込 み：奇数月の末日までに農協各支店へ

※必要書類：申込書（農協に用意してあります。）

※添付書類：見積書・カタログ等

2 審 査：偶数月の上・中旬（申込月の翌月）

3 利子補給承認日：奇数月の10日（審査月の翌月）

※10日が休日等の場合は、その日以前の最も近い休日等
でない日

4 貸付実行日：承認から2か月以内の1日または21日

※1日又は21日が休日等の場合は、その日以降の最も近い
休日等でない日

○貸付要件農業者

個人限度額 1,800万円 法人限度額 2億円

融資率は対象事業費の80%以内。

ただし、補助残融資の場合は、対象事業費から補助金相当額を差し引い
た額の80%以内。

○注 意：①現在保有の機械の買い替えの場合の貸付対象は、下取価格を差し
引いた額の80%

②申請から貸付まで、概ね3ヶ月ほど期間を要します。

担 手 関 係

【人・農地プラン】

◎事業概要

「人・農地プラン」とは、将来の地域農業における人と農地の問題を解決するためのプランです。市内農家の方々の話し合いによって、今後の中心となる経営体（個人や法人等の農業者）や、その中心となる経営体にどうやって農地を集めていくかなど、将来の地域農業のあり方などを定めるものです。

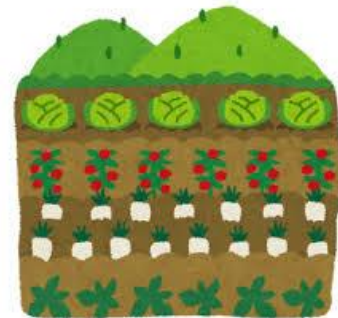
◎メリット（次の条件を満たすと下記の支援策を受けることができます。）

・「人・農地プランの中心経営体等」に位置づけられると

- ① 農業次世代人材投資資金
- ② スーパーL資金の当初5年無利子化
- ③ 経営体育成条件整備事業

・農地中間管理機構に農地を貸付けると

- ④ 機構集積協力金



【農業次世代人材投資資金（経営開始型）】

新規就農される人に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、経営開始1～3年目最大150万円／年、経営開始4～5年目最大120万円／年を交付します。

◎主な交付要件

- ① 独立・自営就農し、その時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者であること。
- ② 実質化された「人・農地プラン」において、中心的な経営体に位置付けられること。

※又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

- ③原則、前年の世帯所得が600万円以下であること。

詳しくは、下記の農林水産省ホームページを参照下さい。

人・農地プラン：http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi_plan.html

農業次世代人材投資資金：http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html

お知らせ

※詳細については農業振興課までお問い合わせください。

【認定農業者制度】

- 概要：意欲のある農業者が、自らの経営を計画的に改善するために作成した計画（農業経営改善計画）を市の基本構想に照らして市長が認定し、その計画達成に向けた取組みを関係機関・団体が支援する制度
- 要件：「農業経営改善計画」の作成
- 対象：市の基本構想で示された農業経営を目指す人
- 支援内容：①農業制度資金借入れ時に利子補給が受けられます
②農地流動化奨励補助金の交付対象となります
③農産物紹介事業に参加できます



【エコファーマー】

- 概要：「減化学肥料・減農薬」など環境にやさしい農業に取り組む計画を知事から認定され、実践する農業者
- 要件：持続農業法に基づいた環境にやさしい農業に取り組む計画（5年間の導入計画）を立てること
- 支援内容：エコファーマー認証マークの使用の許可
平成24年4月1日より以前のマークは使用不可能になり、埼玉県ではコバトンを用いたマークを使用することになっています
認定期間：5年（計画書を提出した年から5年後の年度末まで）
- 申請方法：埼玉県春日部農林振興センター 農業支援部技術普及担当へ直接お問い合わせください

【お問い合わせ先】

所在地 春日部市大沼1-76

電話 048-737-6311



【多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払）】

（旧農地・水保全管理支払交付金）

○農地維持支払

活動組織が行う、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動に対して、対象となる農地面積に応じて支援します。

○資源向上支払

（１）地域資源の質的向上を図る共同活動

活動組織が行う、水路、農道等の軽微な補修や景観形成等の農村環境保全のための活動に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

（２）施設の長寿命化のための活動

活動組織が行う、老朽化が進む農地周りの農業用排水路などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

【経営体育成条件整備事業】

○国・事業名 強い農業・担い手づくり総合支援交付金

担い手の経営発展のため、農業用機械、施設等の導入を支援します。

○主な交付要件

実質化された人・農地プランの中心経営体であること、又は、農地中間管理事業から賃借権の設定等を受けた者

○交付額（原則、事業費の3／10以内）

先進的農業経営確立支援タイプ 法人 1,500万円、個人 1,000万円以内

地域担い手育成支援タイプ 法人、個人問わず300万円以内

その他にも補助事業がありますので、補助事業等の活用をお考えの方は、農業振興課までご相談下さい。

【学校給食について】

○市内小中学校の給食には100%市内産のお米を使用しております。米の生産者の皆様には、より安心・安全な栽培をお願いいたします。



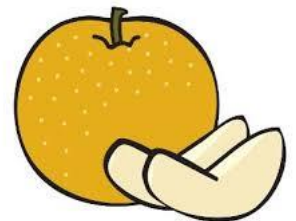
【庭先直売農家の登録者募集】

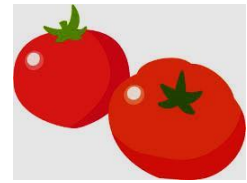
○概要：農業者が自家で生産した新鮮な農畜産物を消費者に庭先で直接販売する庭先直売の推進を図っています。
庭先直売を行っている農業者の方が、市（農業振興課）へ登録していただくことで、ホームページなどにより消費者の方へ情報発信します。

【びやくしん類の植栽規制】

～ なし赤星病のまん延を防止するため市内の一部地域では、
びやくしん類の植栽が禁止されています ～

- 根拠法令：春日部市なし赤星病防止条例、
春日部市なし赤星病防止条例施行規則
- 規制区域：内牧全域・南栄町全域・栄町全域・梅田二丁目の一部・
梅田三丁目の一部・新方袋の一部
- 規制植物：かいづかいぶき、びやくしん(いぶき)、たまいぶき、
たちびやくしん、みやまびやくしん(しんぱく)、
はいびやくしん(そなれ)、くろいぶき、スカイロケット





【トマト黄化葉巻病について】

- 概要：「トマト黄化葉巻病」は、感染すると実をつけなくなるばかりでなく、ほかのトマトへ感染する原因にもなります。病気のまん延を防ぎ、トマトの生産を守るため、ご協力をお願いいたします。なお、この病気が人や動物に影響を及ぼすことはありません。
- 病状：新しい葉の縁から緑が薄くなりながら巻き始め、葉脈の間が黄色くなって葉が縮みます。さらに、全体の成長が止まり、実がつかなくなります。農薬を散布しても治りません。
- 対策：①発病したトマトはすぐに抜き取り、袋に入れて枯らすか、土中に埋める。
②病気を広めないよう、タバココナジラミ（害虫）を防除する。
③周辺の雑草もタバココナジラミ（害虫）の発生源となるので除草する。

【イネ縞葉枯病について】

- 概要：ウイルス病でヒメトビウンカが媒介する。ウイルスはヒメトビウンカの体内でも増殖し、卵を通じて次世代に伝染する。
- ムギ類や畦畔雑草地で増殖したヒメトビウンカ第1世代保毒虫が、水田に移動しイネが感染・発病する。
- 感染・発病しやすい時期はイネの生育初期～幼穂形成期で、その後は感染しにくくなる。
- なお、「彩のかがやき」や「彩のきずな」など本県育成の奨励品種は本病に抵抗性を示す（ヒメトビウンカに対しては抵抗性がないので、ヒメトビウンカの防除は必要）。
- 病状：生育初期に発病すると、新葉が黄白色に退色し、こより状に巻いたまま弓状に徒長する。このような株は「ゆうれい」症状とも呼ばれ、分けつが少なく、枯死する。穂ばらみ期以降では出穂しないか、出穂しても出すくみや、不稔となる。

- 対策：（１）イネ縞葉枯病は発病してからの防除はできないので、「コシヒカリ」や「キヌヒカリ」などの縞葉枯病に抵抗性を持たない品種を作付けるときは、必ず箱施薬剤でヒメトビウンカの初期防除に努める。また、「彩のかがやき」などの縞葉枯病抵抗性品種を作付ける場合でも、昨年イネ黒すじ萎縮病が発生した地域では箱施薬剤を施用する。
- （２）育苗期間中は、育苗場所周囲の除草を行い、寒冷紗などの被覆でヒメトビウンカの侵入を防ぐとともに、被覆を外した後はすぐに登録のある箱施薬剤を散布する。
- （３）箱施薬剤を使用しなかったほ場では、本田防除を実施する。
- （４）発病株は伝染源となるので、早期に抜き取り、焼却または埋没処分する。
- （５）イネ収穫後の再生株（ひこばえ）はヒメトビウンカの生息場所となり、感染株は伝染源となる。このため、イネ収穫後速やかに耕うんを行い、株をすき込み、枯死させる。
- （６）ヒメトビウンカの冬季の生息場所となる畦畔等の雑草防除を徹底する。
- （７）縞葉枯病抵抗性品種を作付ける。



【その他注意事項について】

- 籾殻や稲わら、雑草等の焼却による煙・臭いの苦情が非常に多くなっていますので、周辺への十分な配慮をお願いいたします。
- ポジティブリスト制度が施行されていることに伴い、隣接した農地に農薬が飛散しないよう、十分ご注意ください。
- 消石灰の粉末による健康被害を防止するため、ご使用の際には、周辺の状態や風向き等を確認のうえ、十分ご注意ください。
- 埼玉県では、トラクターをはじめ、様々な農業機械等の盗難が多発しています。春日部市内においても盗難被害を受けていますので、十分ご注意ください。
- 農作業中の事故を未然に防止するため、複数人での農作業や、ヘルメットの装着など、日頃から事故の危険性を再認識し、事故に遭わないように努めましょう。



埼玉スマートGAPの推奨

【S-GAPとは】

GAPとは「Good Agricultural Practice」の略であり、直訳すると「良い農業のやり方」のことです。

農業に関する法律や規則、モラルを守ることにより、食品安全、労働安全、環境保全それぞれに配慮した持続的な農業経営をすることを意味しています。

S-GAPは、埼玉県が策定したGAPのことで、平成26年度から、S-GAPの普及推進を図る「埼玉県農業生産安全確認運動」に取り組んでいます。

【取組む意義として】

普段の作業や経営管理にひそむリスクや課題をみつけ、農業の改善を進めることで、安全で効率的な生産環境を構築します。こうした農場は、販売先からも信頼され、持続的で安定した農業経営の実現が期待されます。

【何をしたらいいのか】

自分の経営作物（野菜、果樹、米、麦、茶）について、S-GAPが求める内容をS-GAPガイドブックで確認し、自分の農場の管理ルール決定、ルールの実践と記録、点検と評価、見直しと改善を行います。

S-GAPガイドブックは、春日部農林振興センター又は、県のホームページでダウンロードして入手することができます。

【S－GAP農場評価】

GAPは、自主的な「安全確認（自己チェック）」が基本ですが、自己チェックだけでは、自身の取り組みができていないかわからないこともあり、県の評価員がS－GAPに取り組む農場を訪問して、その取組度合いを評価する「農場評価制度」が設けられています。

申込先は、県農林振興センターとなります。S－GAPに取り組むに当たり、ご不明な点や疑問は春日部農林振興センターへご相談ください

(URL) <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/s-gap/index.html>

市内の主な農業団体

○市内では、以下の農業団体が活動されており、農業振興に寄与しています。

(令和3年4月現在 順不同)

団 体 名	主な活動内容（生産物）など
J A南彩春日部農作業受託組合	農作業(水稲)の受託
庄和南部農作業受託組合	農作業(水稲)の受託
いなほの会	農作業(水稲)の受託
倉常営農集団	麦
産直の里内牧協議会	果樹・お茶・野菜等
春日部市梨組合	梨
春日部市園芸協会	トマト・ナス・きゅうり等（野菜類）
土と生きる庄和の女性トマトクラブ	野菜類・花等
春日部市花卉園芸組合	花卉類
春日部市花と緑の協議会	花・花木
庄和北部農作業受委託連絡協議会	農作業(水稲)の受託
春日部地区4 Hクラブ連絡協議会	農業後継者の育成
春日部農産物直売協議会	直売所「はくれん」の運営 (野菜・加工品等の直売)
春日部市農業経営者協議会	経営改善、相互研鑽、情報共有等の取組